

連続座談会ニュース 第 24 回

相談会
勉強会

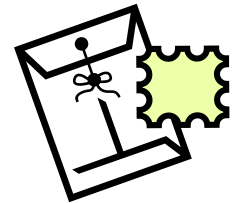
住民協力金と理事報酬 その理由またその効果は？



今回出席者 17 名中、半数以上の管理組合が理事報酬を出していると聞き、驚きました。こちらの認識不足なののでしょうか。その反面、協力金を徴収している組合はあまりいないようでした。

㊦ 理事報酬の支払い方も千差万別であった。

- ・ 理事会に出席したら支払う
- ・ 出席欠席に関係なく定額で支払う
- ・ 1 年間で 80% の出席がないと支払われない 等々



㊦ また金額も

- ・ 月 2 万円（理事全員）で、理事会に出席すればこれとは別に 5 千円支払う
- ・ 理事会出席で 2 万円だが、その日にはマンションを上から下まで見て点検して回る
- ・ 年に 5 万円（理事長）
- ・ 年に 10 万円（理事長）
- ・ 毎月 2 万円（理事長）、1 万円（他理事）
- ・ 毎月 2 千円（理事会出席者） 等々



マンション管理評論家の村井忠夫氏はこう言っています。

- ㊦ 協力金と理事報酬は、それぞれの管理組合が実情に対応した検討を重ねながらきちんとした手順で自主的に決めることが唯一の対応方法になる
- ㊦ すべてのマンションに共通する普遍的な原則で答が見つけれられる問題ではないからだ
- ㊦ いわば、マンションの数だけ答があることになる

本日の出席者のマンションでこれだけの違いがあることが、そのことを如実に物語っているといます。